

三条市バイオマス利活用推進計画の策定について

- 1 計画の基本的事項
- 2 計画に盛り込むべき事項と基本的な考え方

1 計画の基本的事項

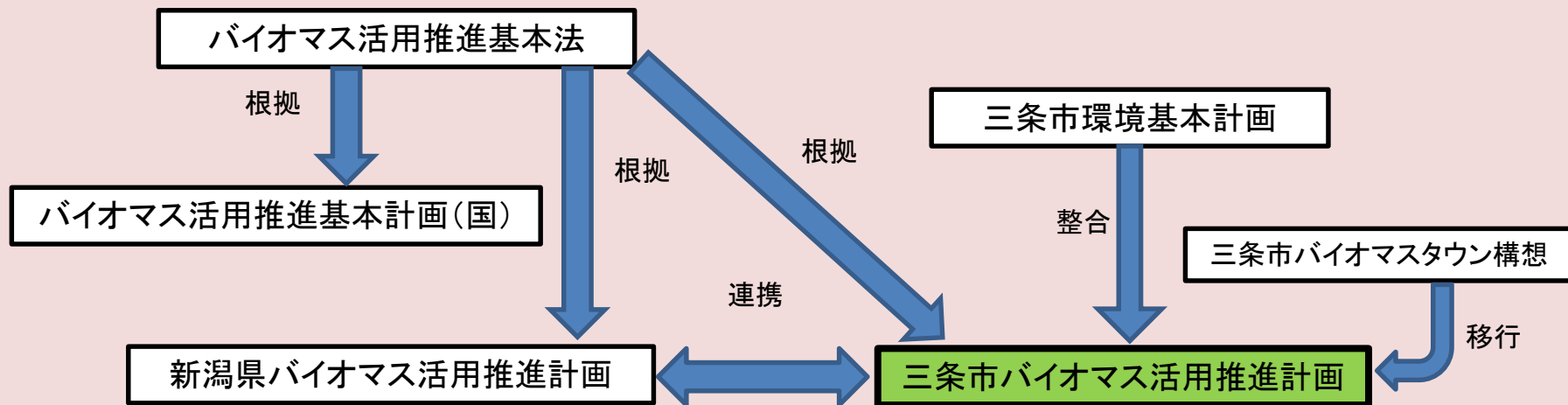
策定の目的

・環境への負荷の低減と、限られた資源を有効に活用する資源循環型社会の形成を促進することを目的に策定した、三条市バイオスタウン構想に基づく取組を持続的に発展させ、バイオスタウンの実現に向けた事業を市・市民・事業者と連携し推進していくため、バイオスタウン構想を基に策定するもの。

位置付け

・バイオマス活用推進基本法第21条第2項に規定にする「市町村バイオマス活用推進計画」

バイオスタウン構想との関係



計画期間

平成27年度(2015年度)から平成34年度(2022年度)までの8年間

2 計画に盛り込むべき事項と基本的な考え方

(1) バイオマスの活用の現状と目標

廃棄物系バイオマス(生ごみ、食品加工残渣、廃食用油など)と未利用系バイオマス(稲わら、もみ殻、間伐材、林地残材など)に区分し、各々の賦存量(発生量)と利用目標を算出します。

※現在、賦存量および利用量について精査中です。

(2) バイオマスの活用に関する取組方針

① 堆肥化の推進

せん定枝については、緑のリサイクルセンターへの安定的な資源の搬入及び搬出先の拡大を図り、堆肥化を推進します。

また、食堂、レストランなどの飲食店やスーパーから出る食品残渣等の生ごみを中心に、完熟堆肥化センターへの搬入を促し堆肥を安定的に生産するとともに、環境保全型農業への活用を推進し、安全・安心な農産物の地産地消を進めます。

② 燃料化の推進

燃料化の出口に当たるペレットストーブやボイラーの普及対策として、公共施設の改修や新設のタイミングで施設の規模や稼働時間等を総合的に検討し、導入を進めていきます。また、農家のハウス加温用としての導入を進めることで、堆肥化の推進と相互に連携した利活用の拡大を図ります。

③ 間伐材等を活用した再生可能エネルギーの創出

里山の整備により生じる間伐材等を燃料として発電を行う木質バイオマス発電について、間伐材等の収集から集積までの一貫した体制の構築も視野に入れた中で、導入に向けた検討を進めます。

(3) 実施体制

バイオマスタウンの実現に向けた事業を推進していくため、本計画に基づく取組の進捗状況については、現在設置されている三条市バイオマス利活用推進会議に毎年度報告し助言を得るとともに、中間評価や事後評価についても同会議において行います。

(4) 計画の中間評価と事後評価

① 中間評価

中間評価は計画期間の4年が終了した平成31年度(2019年度)に実施します。バイオマスの種類ごとに中間評価時点での賦存量、利用量、利用率を整理します。また、取組工程について、進捗状況を確認します。利用率の低い場合や進捗が遅れている場合は、課題を整理し、必要に応じて目標や取組内容を見直します。

② 事後評価

事後評価は計画期間が終了する平成34年度(2022年度)に実施します。バイオマスの種類別利用状況及び取組みの進捗状況に加え、二酸化炭素排出量などの評価指標により効果を測定します。計画期間全体の総合評価として、改善措置等の必要性や社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間終了後の目標達成の見通しについて整理し、次期計画策定に向けた課題整理や今後有効な取組みについての検討を行い、その結果を記載します。